

徳島おどりフェスタ2026の開催に係る企画調整・運営等業務
企画提案募集要項

1 目的

徳島県は、「阿波おどり」を活用し、国内外から幅広い年代層の誘客を図ることで、県都におけるにぎわいを創出するとともに、徳島県の魅力向上を図るため、「阿波おどり」をはじめとする徳島の魅力が詰まったイベントを実施する。

本業務は、多くの来場者が想定される本イベントの安全かつ円滑な運営を行うための計画作成、物品等の設置、周辺対策のほか、来場者が安全に観覧するための誘導、事故を未然に防ぐための警備・安全対策業務を委託するものである。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、徳島県が別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めたと契約を締結します。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意するに至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合があります。

3 事業の概要

(1) 業務名

徳島おどりフェスタ2026の開催に係る企画調整・運営等業務

(2) 業務内容

別添「徳島おどりフェスタ2026の開催に係る企画調整・運営等業務仕様書」のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 委託料上限額

45,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 連絡先

徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課 にぎわい創出室（担当：藤原）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL:088-621-2461 FAX:088-621-2851

Mail: kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

5 企画提案の参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とします。

- (1) 日本国内法人格を有する団体であり、徳島県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
- (2) 過去3年以内に交通規制を伴う動員数1万人以上の大規模イベントの運営実績（受託を含む）を有するなど、業務手法に精通していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。
- (5) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。
※資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号：様式は徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類及びこの要項を添付して、期限までに郵送又は電子申請しなければならない。なお、申請内容について審査担当職員から説明を求められた場合は、これに応ずること。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。（提出先：徳島県企画総務部管財課調度担当（徳島市万代町1-1））
- (7) 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
 - ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ⑥ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
 - ⑦ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認めら

れる者

(8) 共同企業体（以下「JV」という。）の参加申込については、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 代表企業が上記（1）から（7）の全てを満たす者であること。
- ② 代表企業以外の構成団体が上記（1）から（7）に掲げる要件（（6）を除く）を全て満たす者であること。

6 募集要項の配布

当該募集要項は、徳島県のホームページからダウンロードして入手できます。

7 企画提案の参加手続き等

業務委託事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 共同事業体結成届（様式4） 1部 ※JV参加の場合のみ

(2) 受付期間

令和8年4月15日（水）から同月30日（木）正午（日本時間）まで

(3) 受付方法

電子メールにより「4 連絡先」宛てに提出してください。

8 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受付します。

(1) 受付期間

令和8年4月15日（水）から同月24日（金）正午（日本時間）まで

(2) 受付方法

電子メールにより「4 連絡先」宛てに質問票（様式2）を提出してください。

(3) 回答方法

参加意思を事前に御連絡いただいた全ての者に対し、電子メールにより回答を送付します。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

下記の提出物ア～オの原本（事業者名記載可）1部は、持参又は郵送により提出すること。

提出物ウ～オについては、公平な審査を行うため、提案者を特定できる名称、ロゴマーク等は一切記載せず、電子データ（PDFファイル形式）によって提出すること。

提出物	備考
ア 企画提案書（送付文）	・「様式3」により提出すること。
イ 添付資料	・団体等の概要が分かる書類（規約、組織図等） ・法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

	<p>※コピー可。企画提案の到着日時点で発行から3ヶ月以内のものを提出すること。</p>
<p>ウ 企画提案書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4版とすること（任意様式）。 ・ 表紙、目次を除き30ページ以内とすること。 <p>【具体的な提案内容】</p> <p>（パレード運営進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日の運営が円滑に進むよう検討されていること ・ 出演者の負担が少なくなるよう対策されていること ・ 運営に必要な施設や設備の確保が十分に検討されていること ・ 本業務に必要な人員、備品等の手配が可能であること ・ パレード会場からの導線がわかりやすく考えられていること <p>（安全管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑で総合的な安全対策が取り入れられていること ・ 参加者が安心して参加できるようになっていること ・ 交通規制において、車両や歩行者等がスムーズに迂回できるよう計画されていること ・ 苦情、急病、ケガ等に対して危機管理が講じられていること ・ 警察、消防、医療機関等と十分に連携できること ・ 本業務に必要な人員、備品等の手配が可能であること <p>（事前周知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な告知範囲に広報できるよう計画されていること <p>（独自性、アイデア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を円滑に開催するための独自の提案があれば記載すること ・ イベントの魅力を高めるような提案があれば記載すること <p>（実務実績）</p> <p>過去5年以内の交通規制を伴うようなイベント等、類似業務における実績（イベント名・参加者数を記載すること）について記載</p> <p>（実施体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行するための指揮命令系統が適切であること ・ 自身の役割を理解した人員の確保ができていること ・ 資格を有し、大規模イベントの経験が豊富な警備員が確保されていること <p>※ 必要なスタッフ数、役割分担も記載すること</p> <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務全体のスケジュールを記載すること

エ 参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳を記載すること。 ・消費税、人件費、物品費、賃借料等、本業務に係るすべての費用を含むこと。
オ 参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体との間で類似業務実績を示す資料

(2) 提出期限

令和8年5月25日（月）16時 必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）及び電子メールにより、「4 連絡先」へ提出してください。

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めません。ただし、書類の不足、不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

1.0 選定方法

(1) 提出された企画提案書については、徳島県が別に設置する選定委員会において、別紙「評価基準」に基づき審査を行い、委託候補者を選定します。また、参加者が1社だった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

(2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行います。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外します。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

1.1 審査結果

審査の結果については、すべての提案者に書面で通知します。

1.2 契約の方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議、調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

(2) 別添「仕様書」は、当該業務の最低水準を示すものです。したがって、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県と委託候補者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合があります。

(3) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定

を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

(4) 委託候補者との契約の締結は、6月上旬頃の予定です。

1.3 その他

(1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがあります。